大分合同新聞（夕刊）

2010年(平成22年)5月4日　火曜日

法律あれこれ

自賠責と任意の違いは？

Q　自動車保険には自賠責保険と任意保険があると聞きましたが、どのように違うのですか。

A　自賠責保険は正式には自動車損害賠償責任保険といい、法律で加入が強制されていることから強制保険と呼ばれています。人身事故の被害者が、必要最小限の補償を確保するための保険です。

自賠責保険のメリットとしては、被害者保護の見地から被害者に過失があっても、過失割合7割以上の重大な過失に該当しない限り支払いが減額されないことや、賠償額の確定前であっても、仮渡し金や内払い金の制度により損害金の一部の支払いを受けることができるという点があります。

他方、対人保険であり、物損や加害者本人の損害は補償されず、また賠償金の限度額が低いというデメリットがあります（死亡3千万円、後遺障害最高4千万円、傷害120万円）。

任意保険は強制加入ではありませんが、自賠責保険だけでは必要な補償が受けられないときのために任意に加入する保険です。自賠責保険で補償されない加害者本人の損害や物損にも対応しています。

前者は強制加入の保険

対人賠償保険（自賠責保険を超えた人身損害を補償）、対物賠償保険（物損を補償）、自損事故保険（自損事故を補償）、無保険者傷害保険（相手方が保険未加入等により十分な補償を受けられない場合に補償）、搭乗者傷害保険（乗車中の事故につき過失割合に関係なく一定額を補償）、人身傷害補償保険（人身事故につき過失割合に関係なく保険の範囲内で実損額を補償）等があり、単独または組み合わされた内容となっています。

任意保険は加入が強制されていませんが、自賠責保険でカバーできない部分を補償するもので被害者のみならず保険者にとってもメリットは大きく加入は必要不可欠です。

（弁護士　松田健太郎）